

【公報種別】商標公報の訂正

【発行日】令和6年12月26日(2024.12.26)

【登録番号】商標登録第6858294号(T6858294)

【掲載公報発行日】令和6年11月5日(2024.11.5)

【年通号数】登録公報(商標)2024-206

【区分】16、24

【出願番号】商願2024-10511(T2024-10511)

【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)

(450)【発行日】令和6年11月5日(2024.11.5)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第6858294号(T6858294)

(151)【登録日】令和6年10月25日(2024.10.25)

(540)【登録商標】



**SKIN COTTON TOWEL**

(500)【商品及び役務の区分の数】2

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第16類 不織布製タオル(紙製タオルとして用いるもの。), 不織布製ウェットタオル(紙製ウェットタオルとして用いるもの。), 紙製顔ふきタオル, 紙製タオル, 不織布製手ふき(紙製手ふきとして用いるもの。), 紙製手ふき, 不織布製ハンカチ(紙製ハンカチとして用いるもの。), 紙製ハンカチ, 不織布製テーブルナプキン(紙製テーブルナプキンとして用いるもの。), 紙製テーブルナプキン, 衛生手ふき, 化粧落とし用ティッシュペーパー(化粧落とし剤を浸み込ませたものを除く。), 紙製の清浄用ワイプ, 不織布製ウェットティッシュ(紙製品として用いるもの。), ウェットティッシュ, ティッシュペーパー, 紙類

第24類 不織布製タオル(布製タオルとして用いるもの。), 織物製タオル, タオル, 不織布製ハンカチ(布製ハンカチとして用いるもの。), 織物製ハンカチ, ハンカチ, 布製身の回り品, 化粧落とし用の布(化粧落とし剤を含ませたものを除く。), 化粧落とし用布製ナプキン(化粧落とし剤を浸み込ませたものを除く。), 織物, 織物の代用品, 家庭用リネン製品, フェルト及び不織布, 織物製テーブルナプキン, ふきん, 布地, 生地

【国際分類第12版】

(210)【出願番号】商願2024-10511(T2024-10511)

(220)【出願日】令和6年2月2日(2024.2.2)

(732)【商標権者】

【識別番号】716002862

【氏名又は名称】株式会社アイティーオー

【住所又は居所】千葉県流山市市野谷517-1

(740)【代理人】

【識別番号】110004163

【氏名又は名称】弁理士法人みなとみらい特許事務所

【法区分】平成23年改正

【審査官】堀内 真一

(561) 【称呼(参考情報)】スキンコットンタオル、スキンコットン

【検索用文字商標(参考情報)】SKINCOTTONTOWEL

【類似群コード(参考情報)】

第16類 19B38、25A01

第24類 16A01、16A03、16B01、16C01、16C02、17B01、17C01、19A05、19A06、20C01、21F01

(531) 【ウィーン分類(参考情報)】3. 7. 17; 25. 12. 25; 26. 4. 2; 26. 4. 4; 26. 4. 5; 26. 4. 15; 29. 1. 4. 2; 29. 1. 8. 1; 29. 1. 11; 29. 1. 12